

令和7年度

吉田町保育所 入所の御案内



入園希望の方は、この案内をご覧ください、申込みをしてください

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場 こども未来課 保育支援部門

TEL 0548-33-2153

吉 田 町 保 育 施 設 一 覧 表

	施設名	住所	電話 FAX	定員	受入 対象児	保育 短 時間	保育 標準 時間	最大延 長保育 時間	土曜 保育 最大 延長 時間	一 時 預 かり	病 後 児 保 育
保 育 園 公 立	さくら 保育園	吉田町住吉 1621-1	32-0414 32-8104	120	満 11 か月～ 5 歳児	8 : 15～ 16 : 15	7 : 30～ 18 : 30	7 : 30～ 19 : 00	7 : 30～ 18 : 30	—	—
	さゆり 保育園	吉田町片岡 805-1	32-1650 33-0415	130	満 11 か月～ 5 歳児					—	—
	すみれ 保育園	吉田町川尻 791	32-1117 32-1117	180	満 9 か月～ 5 歳児					○	○
	わかば 保育園	吉田町神戸 2092-1	32-0016 32-7400	160	満 11 か月～ 5 歳児					—	—
小 規 模 保 育 園 私 立	クロー バー 保育園	吉田町片岡 855-1	33-0099	15	満 8 か月～ 2 歳児	8 : 15～ 16 : 15	7 : 30～ 18 : 30	7 : 30～ 19 : 00	7 : 30～ 18 : 30	—	—
	保育所 グロー アップ 吉田園	吉田町片岡 2408-1	23-3558	18	満 4 か月～ 2 歳児	8 : 30～ 16 : 30	7 : 30～ 18 : 30	7 : 30～ 18 : 30	7 : 30～ 18 : 30	—	—
	プティ 吉田園	吉田町神戸 651-8	23-3988	19	満 7 か月～ 2 歳児	8 : 30～ 16 : 30	7 : 30～ 18 : 30	7 : 30～ 18 : 30	8 : 30～ 17 : 30	○	—
	グリュ ック リッヒ 保育園	吉田町川尻 778-5	23-3345	15	満 6 か月～ 2 歳児	8 : 30～ 16 : 30	7 : 30～ 18 : 30	7 : 00～ 20 : 00	8 : 30～ 16 : 30	○	—



令和7年度吉田町保育園入所案内

令和7年度 歳児表（4月1日現在の時点で歳児が決まります。）

歳児	生年月日	歳児	生年月日
0歳児	2024（R6）年4月2日～	3歳児	2021（R3）年4月2日～ 2022（R4）年4月1日
1歳児	2023（R5）年4月2日～ 2024（R6）年4月1日	4歳児	2020（R2）年4月2日～ 2021（R3）年4月1日
2歳児	2022（R4）年4月2日～ 2023（R5）年4月1日	5歳児	2019（H31）年4月2日～ 2020（R2）年4月1日

1 令和7年4月1日入所の申込みについて（認定申請と入所申込みは同時にできます。）

令和6年10月時点で保育園に在籍している場合は、現況届（在籍園より配布）の提出が必要です。

(1) 一次選考入所申込み

書類配布 受付期間	令和6年9月17日（火）～10月21日（月） 土日・祝日を除く 午前8時15分～午後5時
書類配布 提出場所	こども未来課・各保育園・小規模保育園・吉田町のホームページ
注意事項	・10月27日（日）保育園にて面接を実施します。 ・上記受付期間後（二次選考）の申込みはできますが、一次選考で定員 枠に達する場合があります。
結果通知等 の発送時期	令和7年2月上旬頃に通知予定

(2) 二次選考入所申込み

受付期間	令和6年10月22日（火）～令和7年2月28日（金） 土日・祝日を除く 午前8時15分～午後5時
書類配布 提出場所	こども未来課（面接は随時行います。）
結果通知等 の発送時期	令和7年3月上旬頃に通知予定

注意事項

- ・締め切りに間に合うように**必要書類をそろえて提出**してください。ただし、先着順ではありません。申込期間後の申請の場合又は書類がそろっていない場合は、御希望月の入所ができません。
- ・1歳児未満の保育の受入れについては、入園資格に加え、児童の発達や離乳状態等を確認し、個別に判断します。また、入所時の発育や離乳状態によっては、入所できない場合もあります。
- ・申込書は、**児童1人につき1枚**です。
- ・申請書提出後の**希望園の変更は原則受付ません**ので、十分に検討のうえ御提出をお願いします。

2 令和7年5月以降入所の申込み申請期間について

5月以降入所の申込み申請期間は以下のとおりです。書類の不足、不備等で締め切り日に間に合わない場合は選考の対象となりませんので、余裕をもってお申込みください。

就労証明書の証明日が申請日より3か月以前のものは受領できませんので、御了承ください。

入所月	申請期間	入所月	申請期間	入所月	申請期間
令和7年5月	令和7年3月3日 ～ 令和7年3月31日	令和7年9月	令和7年7月1日 ～ 令和7年7月31日	令和8年1月	令和7年11月4日 ～ 令和7年11月28日
6月	令和7年4月1日 ～ 令和7年4月30日	10月	令和7年8月1日 ～ 令和7年8月29日	2月	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月26日
7月	令和7年5月1日 ～ 令和7年5月30日	11月	令和7年9月1日 ～ 令和7年9月30日	3月	令和8年1月5日 ～ 令和8年1月30日
8月	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月30日	12月	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月31日		

3 申込手続

保育所を利用するに当たっては、児童の年齢や保護者の就労状況など、保育の必要量に応じた認定を受ける手続が必要です。

(1) 支給認定について

施設の利用申込みとは別に、児童の年齢と保育の必要性に応じた教育・保育給付認定（1号～3号）を受けるための申請が必要です。保護者の就労実態により、保育の必要量（保育時間）が決定されます。給付認定は、保護者の居住される市町にて行います。他市町への転出、他市町からの転入の際は、その都度給付認定申請が必要となります。

教育・保育給付 認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳 以上	4時間程度（教育標準時間） （幼稚園のような形態）	幼稚園 認定こども園
2号		上限11時間【保育標準時間】 または 上限8時間【保育短時間】 （保育園のような形態）	保育園・幼稚園 認定こども園
3号	満3歳 未満		保育園 認定こども園 小規模保育施設など

(2) 保育の必要量（保育時間）について

保育の必要量に応じて、上限11時間の「保育標準時間認定」と上限8時間の「保育短時間認定」に区分されます。区分に応じて保育所等を利用できる時間が異なります。**基本的な保育時間は園により多少異なりますので、保育所一覧表を確認してください。**

保育の利用保育時間は通勤時間+就労時間の最低限内となるようにお願いします。

保育標準時間（1か月あたり120時間以上の就労）		※時間外対応
※時間外対応	保育短時間（1か月あたり64時間以上の就労）	※時間外対応

※時間外対応は、別途料金がかかります。（園により異なりますので、御確認ください。）

(3) 保育を必要とする事由（保育所等の入所申し込みができる方）

保育所等の入所申し込みができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合となります。保育を必要とする証明については、児童の保護者（父及び母）の書類は必須となります。また、世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる65歳未満の方の全員の書類の提出をお願いしています。父母以外の親族の方の就労証明書の提出がない場合は、審査の際優先順位が低くなります。

保育を必要とする事由	保育必要量（保育時間）	保護者等の状況	入所できる期間
家庭外労働 家庭内労働	短時間 標準時間	月64時間以上120時間未満の就労。 月120時間以上の就労。	就労が継続している期間
※妊娠・出産	標準時間 または 短時間	妊娠中であるか出産後間もない。	出産予定日の6週間前の属する月の1日から産後8週間後の日の翌日の属する月末まで
疾病・障害	標準時間 または 短時間	病気又は心身に障害がある。	疾病が回復するまで
介護・看護	標準時間 または 短時間	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	標準時間 または 短時間	震災、風水害、火災等の復旧にあっている。	復旧が終了するまで

求職活動	短時間	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。	新入園児→入所後原則 1 か月・同意書で 2 か月まで延長可能（4 月入所→6 月まで） 在園児→3 か月間
就学	標準時間 または 短時間	学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている。	在学期間
虐待・DV	標準時間 または 短時間	虐待や DV のおそれがある	必要と認められる期間
育児休暇	短時間	在園児のみ（新規申し込みはできません。）	生まれた子が 1 歳に達した年度末まで

※認定期間終了後は退園していただきます。引き続き在園を希望する場合には、生まれた子とともに再度、新規認定申請および利用申込みをしていただき、あらためて利用調整となります。



4 申込みに必要な書類について

次の書類をこども未来課・公立保育園・小規模保育園に提出してください。

(1) すべての方に提出していただく書類

1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	児童1名につき1枚
2	同居以外の祖父母の状況	児童1名につき1枚
3	園児の状況調査票	児童1名につき1枚 お子さんの心身の状態や発育、発達についてご心配な点がある場合は必ず記入してください。
4	アレルギー調査票	児童1名につき1枚
5	保育園でよく提供する食品一覧表（園提出用のみ）	児童1名につき1枚
6	保育の利用を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）	児童の父母の書類は必須。世帯分離にかかわらず65歳未満の同居人等は全員分提出してください。（提出がない場合優先順位が下がります。）



保育を必要とする事由	必要書類
就労 （自営業・農漁業） （内職）	就労証明書（申請日から3か月以内の証明日のもの） 【自営業・農漁業—確定申告のコピー（最新のもの）、開業予定の方は開業届のコピーを添付）】 （内職—給与明細書のコピーを添付（直近3カ月））
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載のあるページ）
求職活動	求職活動支援機関等利用証明書・求職活動等申告書
疾病・障害	診断書または障害者手帳の写し
介護・看護	申立書+介護保険証やケアプランのコピー等
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書・学生証の写し・カリキュラム等

*必要書類は放課後児童クラブ、幼稚園の入所や現況届の書類と兼ねることができますので、必要な場合は保護者の方がコピーをして提出をしてください。

(2) 該当する方だけに提出していただく書類

1	ひとり親世帯（新入園児のみ）	戸籍謄本の原本又はコピー 離婚調停中の方は裁判所や弁護士の証明書
2	保護者、申込み児童、同居している右記の手帳のいずれかをお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名及び認定期限がわかるもの）
3	令和6年1月1日現在、日本国外にお住まいで国内に課税がない方	海外収入申告書【令和5年中の所得額・控除額がわかる書類（会社からの給与支払い証明書等）】
4	申請時点で吉田町へ転入予定の方	転入に関する申立書又は賃貸契約書・売買契約書

5 申込みから入所までのスケジュール (4月入所)

○申込み

【持ち物】・申請書類一式

- ・提出される方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証等写真付きのもの)

【配布・提出期間】令和6年9月17日(火)

～10月21日(月)

平日午前8時15分～午後5時

【提出場所】こども未来課・保育園・各小規模保育園

※書類の未提出・不備のある場合は、選考対象となりませんので御注意ください。



○親子面接

【持ち物】ありません。

【実施日】令和6年10月27日(日)

【面接会場】さゆり保育園ホール
すみれ保育園ホール

【面接内容】提出書類の内容確認(利用希望園の確認、児童及び世帯の確認など)

※詳しい日程は申請書提出時にお知らせします。
都合がつかない場合はご連絡ください。



○選考結果の通知発送(入所決定は、申込者多数の場合は選考となります。)
「認定決定通知書」「認定証」「利用施設承諾決定通知書」を発送します。

【通知時期】令和7年2月上旬頃

(すべての申込者へ入所の可否について通知します。)



令和7年2月下旬頃

入所が決定した園でオリエンテーション

入 所

*令和7年4月1日～

*4月の保育初めは4月4日となります。

(5月入所以降の利用希望)

○申込み

【持ち物】・申請書類一式

- ・提出される方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等写真付きのもの)

【配布・提出場所】こども未来課(庁舎5階)

【提出期限】利用希望月の2か月前の月末

(P3参照)



○選考結果連絡(10日までに)

申請書提出者全員の選考を行い、選考結果を電話連絡いたします。



承諾の場合

「認定決定通知書」
「認定証」「施設利用承諾書」を郵送

入所保留の場合

「保育所等利用保留通知書」を発送します。



入所が決定した園で親子面接、オリエンテーションを個別で行います。保護者が園へ電話連絡し、親子面接等の日程調整をしていただきその後の手続きの確認をしてください。



入 所

*入所月の1日



6 利用者負担金（保育料）について

(1) 保育料決定方法（月額保育料の表参照）

保育料は、児童の認定区分（2号・3号）・対象年齢・利用時間に応じた体系となり、それぞれの世帯の町民税の所得割税額に応じた段階的な料金設定となります。原則として、父母の町民税額を基礎としますが、父母ともに非課税で、祖父母と同居の場合は町民税所得割額が多い方で算定します。

令和7年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度町民税により算定						令和7年度町民税により算定					

- ・マイナンバー制度に基づく情報連携により、他の行政機関から直接課税情報の入手をしますが、正常な情報が得られない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- ・未申告につき課税がされない場合は、最高額で徴取されますので、必ず申告してください。
- ・海外赴任等により、日本での収入がない場合は、勤務先で給与の証明を受けてください。（外国語の場合、日本円での換算、翻訳もお願いします。）

(2) 保育料決定通知書は4月と9月の2回に配布します。

確定申告により、父母の所得割課税額等が変更になり、保育料基準額表の階層が変わった場合、現年度分保育料は変更になります。ただし、過年度分保育料についての変更はいたしません。

(3) 3歳児（年少）から5歳児（年長）までは保育料が無料となります。

また、0歳児から2歳児までの児童についても、住民税非課税世帯を対象に保育料が無料になります。

(4) 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

※ 兄弟で利用する場合、就学前の児童から順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。

(5) 保育の必要量に応じた上限時間を超えた保育(※時間外対応)には、時間外料金がかかります。

(料金は園によって異なります。)

7 副食費（給食費）について

(1) 3歳児（年少）から5歳児（年長）までの児童の副食費（給食費）については、保護者負担となります。

※ 町立保育園の副食費 月額 4,500円

(2) 年収360万円未満相当世帯の児童及び全ての世帯の第3子以降の児童については、副食費の費用が免除されます。

※ 第3子のカウントは保育料算定と同じです。

(3) 0歳児から2歳児までの児童については、保育料に含まれているため、副食費はかかりません。

8 入園後の注意事項について

(1) 給付認定の変更手続きについて

入所後においても認定内容に変更がある場合には、手続きが必要です。(変更届を提出)

- ・給付認定の「保育を必要とする事由」が変わった時
例：求職活動⇔就労 就労→妊娠・出産 就労⇔疾病・障害 妊娠・出産→育児休業
- ・住所変更したとき
- ・婚姻・離婚・出生・祖父母の同居等、世帯員の増減があったとき
- ・就労先、勤務時間、雇用期間など就労状況が変わったとき
- ・育児休業取得後、復職したとき、または復職日が変更となったとき
- ・同居している家族が障害者手帳を取得または喪失したとき
- ・保育必要量を変更したいとき（短時間⇔標準時間）

(2) 退所について

次のような場合には退所しなければなりません。(退所届を提出)

- ・仕事を退職した場合
- ・要介護者の介護が不要になった場合
- ・求職活動で一定期間（継続入所の場合3か月・新規入所の場合1か月、同意書提出で3か月）が過ぎても就労が確認できない場合
- ・保護者が出産を理由に退職した場合（ただし、出産から換算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までは妊娠・出産要件で入所を継続できます。）

(3) 慣らし保育について

入所後、入所児童が保育所に慣れるまでの間は、半日の保育となります。期間はおおよそ5日間ですが、この期間は保護者のお迎え時間が早くなります。送迎に支障のないよう御協力をお願いいたします。**詳細は各保育所で異なりますので、オリエンテーション時に保育所に確認**をお願いします。

(4) 吉田町から他市町へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは通園できますが、継続して同じ保育園を利用する場合は、転出先の市町で改めて手続きする必要があります。

ただし、転出先の市町の取扱い、吉田町内の保育園の状況等により町外から同じ保育園の利用ができない場合もあります。

(5) 保育料及び副食費を滞納した場合

保育料等を滞納した場合、6月、10月、2月に支給される児童手当から保育料を徴収する場合があります。

9 その他

- (1) 入所決定となった後でも、申込時から状況に変更があった場合や申請内容に虚偽があった場合には、決定が取り消されますので御注意ください。
- (2) 保育料の滞納がある場合は、継続して入所できないことがあります。
- (3) 申請書類に記入していただく個人情報については、保育園入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。

1 0 その他の保育事業

(1) 一時預かり

保護者の急な入院や冠婚葬祭、PTA 活動への参加などの際に就学前の児童を一時的にお預かりする事業です。利用にあたっては、事前に利用申請が必要です。理由によりお預かりできる日数が異なります。

※保育園・小規模保育施設等の保育施設（認定こども園の保育園部を含む。）に入所していない方が対象となります。

※ 問合せ・申込先：各実施保育園（一覧表参照）

(2) 病後児保育

就学前までの児童で、けがや病気の回復期にある児童を一時的に施設においてお預かりする事業です。

※ 問合せ・申込先：すみれ保育園（32-1117）



1 1 よくある質問（Q&A）

(1) Q：申込みをすれば必ず入園できますか？

A：必ず入園できるとは限りません。提出していただいた書類をもとに審査し、結果をお知らせします。また、入園の選考に書類提出の順番は関係ありません。

(2) Q：入園決定後、入園の時期や入園先の変更、又は途中で園を変えることはできますか？

A：入所審査会で部屋の面積、職員配置等一年間を通した計画のもと認定、利用施設の承諾の通知を出していますので、年度内の変更は原則できません。

(3) Q：兄弟は優先して同じ園にしてもらえますか？

兄弟が在園中の場合、優先して同じ園になりますか？

A：できるだけ兄弟が同じ園になるよう配慮しますが、空き状況等により難しい場合があります。

(4) Q：求職中でも申込みができますか？

A：申込みは可能です。ただし、入園後、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園していただく場合もあります。

(5) Q：出産で申し込むと必ず入園できますか？入園後、就労した場合は、引き続き在園できますか？

A：申請時の空き状況によりますので、必ず入園できるとは限りません。入園は期間限定の取扱いとなります。入園期間中に就労が決定した場合は、入園先の保育園で変更手続きをすることにより、入園期間を延長することができます。

(6) Q：母子（父子）家庭の保育料は無料ですか？

A：税額（町民税の所得割額）に応じて算定しますので、必ず無料とは限りません。

(7) Q：入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A：家庭で児童の保育ができる保護者がいる状況となるため、退園の対象となります。退職後すぐに求職活動をする場合は、引き続き就園できますが、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園していただく場合もあります。

- (8) Q : 現在、吉田町外に住んでいますが、吉田町へ引っ越し予定です。
吉田町の保育園へ申し込むにはどうすればいいですか？
A : 申し込む月の1日時点で吉田町に住所がない場合は、元の住所地で入園の手続きをしていただきます。吉田町へ転出する予定があることと、保育園へ入園したい旨、各市町の保育園担当課へ御相談ください。申込時期は、年度途中の入園の手続きと同じとなります(入園希望2か月前に受付)。「転入に関する申立書」を添付して御提出ください。(吉田町のホームページをダウンロード可能です。)
- (9) Q : 吉田町外の保育園又は認定こども園へ入園したい場合、どうすればいいですか？
A : 申請は可能ですが、その市町の住民の選考が優先となりますので、必ず入所できるとは限りません。予めご了承ください。事前に利用希望先の市町村の保育担当課にお問い合わせのうえ、提出方法期限等を確認し、吉田町こども未来課へ余裕をもってお早目に御提出ください。
- (10) Q : 同居の祖父母・親族(おじ・おば等)の就労証明書は必要ですか？
A : 65歳未満の祖父母・親族については、就労している場合は提出をお願いします。ただし、就労等していなくても保育園入園申込はできます。父母の状況が同程度の時には、同居の祖父母・親族の状況により判断する場合があります。また、ひとり親である場合で事実婚の関係がある同居人については、就労証明書等が必要となります。
- (11) Q : 単身赴任等により両親が別居していますが、申込みには保護者2人分の書類が必要ですか？
A : 保育を必要とする理由を証明する書類はそれぞれ必要です。
また、保育料算定も保護者2人分の税額が対象となります。
- (12) Q : 保育料は誰が決めてどこに支払うのですか？
A : 保育料は町が決定して、保護者へ通知します(公立・私立共)。公立保育所は、口座振替で町へ支払うこととなります。私立保育所は園へ直接支払うこととなりますので入園決定後、支払い方法については各施設へお問い合わせください。
- (13) Q : 育休中でも申込はできますか？
A : 入園希望月が育休復帰予定月のみ申込可能です。入園後、入園当月に職場復帰していただく必要がありますので、慣らし保育期間の事も考慮し、事前に職場と調整をしておいてください。
- (14) Q : 育児休業からの復帰や就労予定の場合いつから入所できますか？
A : 6月1日 育休復帰・就労予定→6月入所希望の申請可能。
6月30日 育休復帰・就労予定→6月入所希望の申請可能となります。



(16) Q：希望園を1園のみで申込をして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことは可能ですか？

A：可能ですが、追加した希望園は、既に空き枠がないことも考えられます。そのため申請時に希望園をできるだけ多く（ただし、通える範囲内で）記載することをお勧めします。

(17) Q：空き状況を教えてください。

A：4月入園は毎年2月中旬頃、途中入園は毎月10日頃に、前回審査会後の残枠状況を「吉田町立保育園・小規模保育施設 空き状況」として町のホームページで公表していますので、参考にご覧ください。